

一般社団法人 高知県建設業協会土木部会 規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人高知県建設業協会（以下「協会」という。）定款第35条の規定に基づき、この部会について必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この部会は一般社団法人高知県建設業協会土木部会（以下「土木部会」という。）と称する。

(事業)

第3条 土木部会は、定款第3条の目的を達成するため、定款第4条に掲げる事業の内、土木に関する事業を扱う。

(土木部会員)

第4条 土木部会員は協会正会員の内、土木部会の目的及び事業に賛同する土木事業を営む者で組織する。

2 土木部会の目的及び事業に賛同する者を土木部会賛助会員とすることができる。

(入会)

第5条 土木部会へ入会を希望する者は、第6条第1項に定める県内12地域の代表者（支部長）の内、入会希望者が属する地域の代表者（支部長）から推薦を受けたいうで、入会申込書を土木部会長に提出しなければならない。

2 入会承認の可否は土木部会理事会において決定する。その結果は定款の定める理事会に報告しなければならない。

(地域及び支部)

第6条 土木部会の事業活動を円滑に行うため、活動地域を別表第1の地域（支部）に分割する。

2 各地域（支部）に代表者（支部長）を置く。

3 地域代表者（支部長）は各地域（支部）所属土木部会員の互選により決定する。

4 必要に応じて各地域（支部）に、事務局を置くことができる。

5 土木部会員は原則として、本店又は営業所があるいずれかの地域（支部）に所属するものとする。ただし、特別の事情が有る場合に限り、土木部会理事会の承認を得て、その他の地域（支部）に所属することができる。

6 土木部会員の本店又は営業所が複数ある場合は、その中から所属地域（支部）を任意に選択

することができる。ただし、所属地域（支部）の変更は関係する地域代表者（支部長）の同意を得なければならない。

7 土木部会員は次の項目に関して地域代表者（支部長）へ報告の義務を有し、報告を受けた地域代表者（支部長）は速やかに土木部会長へ届け出なければならない。

- ①事業の廃止
- ②法人代表者の死亡
- ③名称又は代表者の変更
- ④営業所又は事務所所在地の変更

8 この他、土木部会員が地域（支部）の所属に関する問題が生じた場合は、その都度土木部会理事会で調整する。

（土木部会役員）

第7条 土木部会に次の役員を置く。

- (1) 土木部会理事 47名以内
 - (2) 土木部会監事 若干名
- 2 土木部会理事は、土木部会員から45名以内を選出する。また、土木部会員外から2名以内を選出することができる。
- 3 土木部会理事のうち1名を土木部会長、4名以内を土木副会長とする。また、土木部会専務理事及び土木部会常務理事を各1名置くことができる。
- 4 土木部会理事及び土木部会監事は、第8条により選出し、土木部会総会の決議によって選任する。
- 5 土木正副会長、土木部会専務理事、土木部会常務理事は、土木部会理事会の互選により決定する。ただし、土木部会長については出席土木部会理事の3分の2以上の同意を要する。
- 6 土木部会役員の任期は定款第16条の規定を準用する。
- 7 土木部会役員が任期途中で所属地域（支部）を変更した場合は、その残任期間が1年以上ある場合は土木部会総会に諮り補欠選任する。その期間が1年未満の場合はその任期を全うする。
- 8 部会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 9 副会長は、部会長を補佐し、部会長が不在のとき又は事故あるときは、あらかじめ定めた順位により、その業務執行に係る職務を代行する。
- 10 部会理事は、部会理事会を組織し、その決議を以て会務を執行する。
- 11 部会専務理事及び部会常務理事は、部会長及び副会長を補佐し、部会理事会の定める処に従って土木部会の常務を統括する。

（土木部会役員候補者の選出）

第8条 土木部会員から選出する土木部会理事は、別表第1に掲げる各地域（支部）及び、土木部会理事会が定める特定地域（支部）から候補者を選出する。

2 前項の各地域（支部）及び特定地域から選出する土木部会理事候補者の定数は、次の通りと

する。

(1) 別表第1に掲げる各地域(支部)の土木部会理事定数

土木部会理事会が別に定める基準日において、各地域(支部)所属土木部会員数30名につき土木部会理事1名を定数とする。ただし、各地域(支部)の土木部会理事定数は最低2名とする。

(2) 特定地域(支部)の土木部会理事定数

土木部会理事会で、その都度決定する。

- 3 土木部会理事候補者の選出は、各地域(支部)で第9条に規定する選挙を実施し、割り当てられた土木部会理事数の候補者を選出する。但し、地域(支部)所属土木部会員の2分の1以上の同意を得た地域(支部)は、選挙を省略することができる。この場合、地域(支部)所属土木部会員の互選による複数名の選考委員会を設置し、土木部会理事候補者を選出しなければならない。
- 4 土木部会監事候補者の選出は土木部会理事会において定める。
- 5 土木部会役員候補者の選出は土木部会総会前日までに終了しなければならない。

(土木部会理事候補者選出選挙)

第9条 選挙は、地域(支部)所属会員の過半数が出席し、選挙管理人立会いのもと実施する。

- 2 選挙管理人は、投票日前に土木部会長が地域(支部)ごとに3名を指名する。
- 3 選挙管理人は、投票及び開票を管理する。選挙管理人で意見が分かれる事柄が生じた場合は選挙管理人の多数決により決定する。
- 4 投票は、地域(支部)所属の1会員につき1票とし、連記無記名により直接投票する。
- 5 投票は、選挙管理人の指定する日時に投票箱に投入しなければならない。定められた時間内に投票できなかったものは棄権したものとみなす。
- 6 投票用紙は、選挙管理人が交付する。
- 7 選挙管理人は、投票時間経過と同時に投票箱を開き投票人の総数を計算した後、選挙管理人の確認を経て投票の効力を決定する。
- 8 次の各号の一に該当する者についてはこれを代理人として認める。この場合、委任状を選挙管理人の指示するところに従い提出しなければならない。
 - (1) 法人土木部会員にあっては、その役員としての地位にあるもの。
 - (2) 個人土木部会員にあってはその支配人(商法第20条の支配人をいう)及び土木部会員の配属者若しくは二親等以内の者で、当該企業の経營業務の管理者又はこれらの者に準ずる地位にあるもの。
 - (3) 県外建設業者の営業所たる土木部会員にあっては、当該営業所長に次ぐ地位にあって経營業務の管理に従事しているもの。
- 9 有効投票の多数を得た者を定員に達する迄上位より順次に当選者とする。得票数同一の場合には抽選によって決定する。なお、当選者が辞退したときは次位の得票者を繰上げて当選者とする。
- 10 選挙管理人は、互選によって代表1名を決定し其の代表は選挙に関する顛末を記載した選挙

録を作成し、管理人全員捺印のうえ土木部会長に提出しなければならない。土木部会長は投票その他選挙に関する証拠書類を当選役員の任期中保存しなければならない。

(協会役員候補者の選出)

第10条 役員選任に関する規程第2条に定める土木部会選出の協会役員は、土木部会役員から土木部会理事会の承認を得て選出する。

(会 議)

第11条 土木部会の会議は、土木部会総会、土木部会理事会、土木部会監査会、各常置（総務・労務・土木・保健）委員会とし、必要な事柄は、定款の規定を準用する。

2 その他、土木部会理事会の決議により、必要な会議を設けることができる。

(会 計)

第12条 土木部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 土木部会の会計帳簿は次の通りとする。

①現預金出納帳

②総勘定元帳

③固定資産台帳

④その他必要な補助簿

3 土木部会の金銭出納は、土木部会長の印章を捺印した振替伝票によらなければならない。

4 土木部会の取引銀行は四国銀行もしくは高知銀行とする。

5 土木部会事務局長の専行にてできる支出は次の通りとする。

①既定の給料

②旅費の概算及び精算

③予算規定科目（予備費を除く）の一件五万円未満の支出

6 土木部会の金銭支出には、特別の場合を除き、外証書類を添付しなければならない。

7 その他会計について必要な事柄は、土木部会理事会において定める。

(土木部会運営費)

第13条 土木部会員は、土木部会運営費を納入しなければならない。

2 土木部会員が負担する土木部会運営費の額は、別表第2「ランク別土木部会運営費負担表」により、毎年度当初に土木部会理事会において定める。

3 特別の事由により徴収の必要が生じた場合、土木部会長が土木部会理事会の決議を経て、追加の運営費を徴収することができる。

4 既納の土木部会運営費は原則としてこれを返還しない。

5 土木部会員が土木部会運営費を滞納した場合は、定款第7条及び第10条の規定を準用する。

- 6 土木部会賛助会員の会費は、土木部会理事会において定める。
- 7 土木部会員が年度途中に入会又は退会する場合、土木部会運営費の扱いは次の通りとする。

(1) 年度途中の入会

土木部会運営費は全額免除する。

(2) 年度途中の退会

土木部会運営費は徴収する。ただし、別表第2「ランク別土木部会運営費負担表」に掲げるAランク部会員については、部会員であった月数に応じて算出した額を徴収することとし、これ以外の部会員については全額徴収することとする。

(旅 費)

第14条 役員及び事務局職員が出張するときは、別表第3に定める旅費を支給する。

(慶 弔)

第15条 土木部会員及び土木部会事務局職員の慶弔は、別表第4に定める基準により金員を贈与する。

(事務局)

第16条 土木部会に事務局を置き、協会及び土木部会の事務を処理する。

- 2 土木部会事務局員は役付局員とその他局員とする。
- 3 役付局員は次の通りとする。
 - (1) 土木部会事務局長 1名
 - (2) 土木部会次長 必要に応じて若干名
 - (3) 土木部会課長 若干名
 - (4) その他土木部会理事会が必要と認めた役職
- 4 土木部会事務局長は、土木部会長の命を受け局員を統率し事務を掌握する。他の局員は土木部会事務局長を補佐し定められた分担業務に従事する。

(各地域における青年部と青年部連合会)

第17条 土木部会は、本県建設業の次世代の育成と若い力を結集して地域社会に貢献するため、別表5の地域ごとに青年部を置くことができる。

- 2 前項で定めた複数の青年部に基づく団体として青年部連合会を設ける。

附 則

この規程は、一般社団法人高知県建設業協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月25日から施行する。(別表第2、第3、第4改正)

附 則

この規程は、平成30年3月30日から施行する。(第17条追加)

別表第1

「地域表」

| 地域名 | 対象市町村 | 地域代表者 |
|------|------------------------------|-------|
| 室戸 | 東洋町、室戸市 | |
| 安芸 | 安芸市、馬路村、北川村、芸西村、田野町、奈半利町、安田町 | |
| 南国 | 香美市、香南市、南国市 | |
| 嶺北 | 大川村、大豊町、土佐町、本山町 | |
| 高知 | 高知市 | |
| 伊野 | いの町、土佐市、日高村 | |
| 高吾北 | 越知町、佐川町、仁淀川町 | |
| 高陵 | 須崎市、津野町、中土佐町、梶原町 | |
| 窪川 | 四万十町 | |
| 中村 | 黒潮町、四万十市 | |
| 宿毛 | 大月町、宿毛市、三原村 | |
| 土佐清水 | 土佐清水市 | |

別表第2

「ランク別土木部会運営費負担表」

1. 土木部会員が負担する土木部会運営費の額は、各等級の負担割に算定率を乗じた金額とする。
2. 算定率は土木部会理事会で決定する。
3. 負担金額には、定款第7条に定める会費を含むものとする。

※ランク及び総合点数は高知県の格付けによる。また完工高は経営事項審査による。

| ランク | 等級 | 算出方法 | 負担割 |
|-----|----|--|-----------|
| A | 1 | 直前1年間の土木一式工事完成工事高のうち、官公庁元請金額により順位をつけ、7等分する | 3,500,000 |
| | 2 | | 3,000,000 |
| | 3 | | 2,500,000 |
| | 4 | | 2,100,000 |
| | 5 | | 1,700,000 |
| | 6 | | 1,300,000 |
| | 7 | | 900,000 |
| B | 1 | 直前1年間の土木一式工事完成工事高のうち、官公庁元請金額により順位をつけ、7等分する | 500,000 |
| | 2 | | 450,000 |
| | 3 | | 400,000 |
| | 4 | | 350,000 |
| | 5 | | 300,000 |
| | 6 | | 250,000 |
| | 7 | | 200,000 |
| C | 1 | 直前1年間の土木一式工事完成工事高のうち、官公庁元請金額により順位をつけ、7等分する | 120,000 |
| | 2 | | 110,000 |
| | 3 | | 100,000 |
| | 4 | | 90,000 |
| | 5 | | 80,000 |
| | 6 | | 70,000 |
| | 7 | | 60,000 |
| D | 1 | 直前1年間の土木一式工事完成工事高のうち、官公庁元請金額により順位をつけ、7等分する | 50,000 |
| | 2 | | 45,000 |
| | 3 | | 40,000 |
| | 4 | | 35,000 |
| | 5 | | 30,000 |
| | 6 | | 25,000 |
| | 7 | | 20,000 |
| 無 | — | | 20,000 |

「旅費支給基準表」

1. 交通費

| 職別 \ 区分 | 航空機 | 鉄 道 | 船 舶 | バ ス | 車 賃 |
|---------|----------------|-----|-----|-----|-----|
| 役 員 | エコノミー クラス実費 | 普 通 | 一 等 | 実 費 | 実 費 |
| 職 員 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

備 考

- (1) 鉄道の場合は特急列車を運行する区間は、特急料金及び座席指定料金を支給する。
- (2) 県外出張の場合、車賃のほかに1日3,000円を移動費として支給する。ただし、土木部会が所有する車両を使用する場合は、移動費を支給しない。

2. 日 当

| 職 別 \ 区 分 | 県 内 | 県 外 | 政令都市 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 役 員 | 3,000円 | 3,500円 | 4,000円 |
| 職 員 | 支給しない | 3,000円 | 3,500円 |

3. 宿 泊 料

| 職 別 \ 区 分 | 県 内 | 県 外 | 政令都市 |
|-----------|---------|---------|---------|
| 役 員 | 10,000円 | 13,000円 | 16,000円 |
| 職 員 | 9,000円 | 12,000円 | 15,000円 |

備 考 行動基準は勤務時間を標準とする。

4. 出席旅費

土木部会役員、土木部会委員等が会議等への出席のため県外に出張する場合は、通常旅費に出席旅費として会議等の当日に限り1日4,000円を加算して支給する。

「慶弔基準表」

| 区 分 | | 土木部会員 | 職 員 |
|--------|---------------------------------------|--|---------------------------------|
| 慶 事 | 建設業に関して功労があり国 又は県から表彰されたとき | 祝金 3万円 | 祝金 2万円 |
| | 本人の婚姻 | その都度必要に応じて土木部 会長が決定贈与する。 | 祝金1万円以上とし、その都度 土木部会長が決定贈与する。 |
| 凶 事 | 本人の死亡 | 花環香典3万円以上を土木部 会長が決定贈与する。 | 花環及び香典2万円以上を土 木部会長が決定贈与する。 |
| | 家族の死亡 | 配偶者及び一親等の者につい ては香典1万円以上を土木部 会長が決定贈与する。 | その都度必要に応じて土木部 会長が決定贈与する。 |
| | 本人の病気 | その都度必要に応じて土木部 会長が決定贈与する。 | その都度必要に応じて土木部 会長が決定贈与する。 |
| | 水震火災その他非常災害によ り住居又は家財に損害を受け たとき | 被害の程度に応じて土木部会 長が定める見舞金 | 被害の程度に応じて土木部会 長が定める見舞金 |
| その他 | | その都度必要に応じて土木部会長が決定する。 土木部会員でない役員、委員の慶弔についても同様とする。 | |

「地域表」

| 地域名 | 対象市町村 |
|-----|---|
| 室戸 | 東洋町、室戸市 |
| 安芸 | 安芸市、馬路村、北川村、芸西村、田野町、奈半利町、安田町 |
| 南国 | 香美市、香南市、南国市 |
| 嶺北 | 大川村、大豊町、土佐町、本山町 |
| 高知 | 高知市 |
| 伊野 | いの町、土佐市、日高村 |
| 高吾北 | 越知町、佐川町、仁淀川町 |
| 高陵 | 須崎市、津野町、中土佐町、梶原町 |
| 窪川 | 四万十町 |
| 幡多 | 中村地区：黒潮町、四万十市 宿毛地区：大月町、宿毛市、三原村 土佐清水地区：土佐清水市 |